

お 知 ら せ

当院は、厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして、東北厚生局長に届け出ている保険医療機関です。

1 認知症治療病棟入院料 1

B3 病棟では 1 日 8 人以上の看護職員、8 人以上の看護補助職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8：30～夕方 16：30 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。

看護補助職員 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。

- ・夕方 16：30～朝 8：30 まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。

看護補助職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。

当院において患者様のご負担による付き添い看護は行っておりません。

2 入院時食事療養（Ⅰ）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食について午後 6 時以降）、適温で提供しています。また、食堂加算の要件を満たしており、食堂における食事が可能な患者様については、食堂において食事を提供するように努めてまいります。

3 精神科作業療法

精神障害者の社会生活機能の回復を目的とし、作業療法士が 1 日 2 時間、手芸木工、印刷、園芸等のプログラムを中心としたリハビリテーションの提供を致します。

4 認知症患者リハビリテーション料

認知症患者リハビリテーションとして、重度の認知症で認知症治療病棟に入院されている患者様に対して、認知症の行動・心理症状の改善及び認知機能や社会生活機能の回復を目的として、作業療法、学習訓練療法、運動療法等を組み合わせることで個々の症例に応じてリハビリテーションの提供を致します。

5 精神科身体合併症管理加算

認知症治療病棟入院中の患者様が身体合併症（呼吸器疾患・心疾患・骨折など）を併発した場合、精神・身体疾患両方について精神科・内科医師が協力し計画的に治療を行います。